

**【令和5年4月施行】**  
**えばたこども園 重要事項説明書**

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

**1 施設運営主体**

名 称	社会福祉法人えばた福祉会
所 在 地	福井市江端町第12号9番地
電 話 番 号	0776-38-3335 (FAX0776-38-7775)
代表者氏名	理事長 田中 いづみ

**2 利用施設**

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	えばたこども園
施 設 の 所 在 地	福井市江端町第12号9番地
連 絡 先	電話番号 0776-38-3335
管 理 者	園長 田中 いづみ
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 50人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 40人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日

**3 施設の目的・運営方針**

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	1360.00 m <sup>2</sup>
	園庭	505.48 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨2階建て
	延べ面積	1,268 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	みかん組（満2歳児クラス） ぶどう組（満3歳児クラス） すいか組（満4歳児クラス） メロン組（満5歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
子育て支援室	1室	
その他		相談室・医務室・屋外プール・シャワー室など

#### 5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	園の統括・運営
副園長	1名	園長の補佐、保育、教育内容についての保育教諭の統括
主幹保育教諭	2名以上	保育、教育内容について他の保育教諭の統括 地域の子育て支援
保育教諭	12名以上	保育・教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う
栄養士	1名以上	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1歳以上の幼児食にかかる献立を作成するとともに、調理業務に従事する。また、アレルギー食対応など保育教諭・家庭と例敬し、食育活動を行う。
調理員	1名以上	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。（栄養士が兼ねることもある）

看護師	必要に応じて	園児・職員の健康管理および衛生管理を保育教諭と連携して行う。
-----	--------	--------------------------------

学校医	1名	健康診断を行い、園児の健康面での指導をする。
学校歯科医	1名	検診を行い、園児へ歯科衛生の指導を行う。
学校薬剤師	1名	衛生、環境状態の検査・指導
事務職員	1名	事務・経理

## 6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業（8月11日から8月20日まで） 冬季休業（12月25日から1月8日まで） 学年末休業（3月27日から3月31日まで） 学年始休業（4月1日から4月5日まで）
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日から1月3日）

## 7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね5時間程度）	8時30分～13時30分 【※1】
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時【※2】
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※3】

### 【※1】

やむを得ない理由により保育が必要な場合は、一時預かり（幼稚園型）を行います。利用にあたっては別途利用者の負担が必要となります。

### 【※2】

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用にあたっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

土曜日は8時から12時30分です。

### 【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

土曜日は8時から12時30分です。

## 8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### (2) 送迎

通園バスはありません。保護者の方が責任を持って送迎をお願いします。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※食育だよりを毎月発行し、献立や食育についてお知らせしています。

※食物アレルギーについては医師の診断書を基に除去食を提供します。

※全園児に胚芽米の主食を用意し、温かいご飯を提供しています。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額(保育料)を当園にお支払いいただきます。

### (2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

### (3) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育利用者負担

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます

### (4) 1号認定子どもに係る一時預かり利用者負担

在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

## 10 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

### (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、

利用定員の総数を超える場合

(2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合

(3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

### 1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

### 1 2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	育ちのクリニック津田
医 院 長 名	津田 英夫
所 在 地	福井市江端町6-48
電 話 番 号	0776-97-6119

#### (2) 歯科

医療機関の名称	山崎歯科医院
医 院 長 名	前田 由貴恵
所 在 地	福井市町屋3丁目6-13
電 話 番 号	0776-21-6262

#### (3) 薬剤師

名 称	エンゼル調剤薬局 大学前店
薬 剤 師 名	下山 真樹子
所 在 地	吉田郡永平寺町松岡御公領902
電 話 番 号	0776-61-1593

### 1 3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

南警察署	0 7 7 6 - 3 4 - 0 1 1 0
南消防署	0 7 7 6 - 3 3 - 0 1 1 9
清明公民館	0 7 7 6 - 3 8 - 0 0 4 3
麻生津交番	0 7 7 6 - 3 8 - 1 1 0 0

### 1 4 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	田中いづみ
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 無</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	主幹保育教諭 上野 知子 電話番号 0 7 7 6 - 3 8 - 3 3 3 5	
相談・苦情 解決責任者	園長 田中 いづみ 電話番号 0 7 7 6 - 3 8 - 3 3 3 5	
第三者委員	松井 里江	電話番号 0 9 0 - 2 3 7 0 - 7 0 5 2
		清明地区主任児童委員

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。  
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

### 1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	財団法人日本スポーツ振興センター災害給付掛金
保険の内容	園の管理下で発生した事故における保障
保険金額（補償限度額）	死亡時2800万円

※詳しくは、別途配布し、同意書を提出していただく用紙でご確認ください。

## 1 7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

### 個人情報の使用について

えばたこども園

- 1、園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー、フック、下足箱等）や、個人で使用する物品（連絡帳、帽子等）には、名前や、写真を掲示します。
- 2、園内の壁面装飾として、当番表、誕生表、個人作品には、名前や写真(必要に応じて)を掲示します。
- 3、つくし新聞、園のしおりについてのお願い  
恒例となっております、つくし新聞、パンフレットの作成にあたり、下記のように、写真、個人名を記載することに対して、ご了承をいただきたいと存じます。  
①メロン組・・・集合写真、スナップ写真、個人写真、個人名  
②すいか、ぶどう、みかん、いちご組、もも組・・・集合写真、スナップ写真  
③その他行事の写真  
★つくし新聞は、園児のご家庭、また、広告に協賛いただいた方々、本園の役員に配布します。  
★パンフレットは、園児のご家庭、新入園児のご家庭、その他見学者に、配布します。
- 4、ホームページについて  
園のホームページ内に写真を掲載します。
- 5、絵の出展について  
本園は、外部から委託された場合、必要に応じて絵を出展します。その場合、個人名を記名します。
- 6、児童票  
お子様の健やかな成長、また、スムーズに小学校に移行できるように、各専門機関、小学校と積極的に連携をとり、必要に応じて、園での様子など情報提供、または情報交換していきます。  
(児童調査票の一番最後に保護者の方の署名、捺印をしていただいております。尚、卒園まで取り消しの申し出がない限り、署名、捺印は有効とさせていただきます。)

以上のことに同意できない場合は、園にお申し出いただきますよう、よろしく申し上げます。  
部分的な対応が必要な方は（例・・・ホームページは困る など）具体的にお聞かせください。

別表（第9条関係）

1 実費徴収

項目	内容	対象児童	金額
副食費	給食の副食代、おやつ代	1号認定（※） 3，4，5歳児の2号認定	月額4，500円
主食費	主食代	1号認定（※） 3，4，5歳児の2号認定	月額500円
新年度用品	年齢に合わせて必要なもの	全園児	実費
園指定の物品	トレーニングウェア・外履き・ハンカチ	3，4，5歳児	実費
絵本代		全園児	定価実費
遠足・園外活動費	バス代は園も負担する	参加者	実費
保護者会費	保護者会活動のため	全園児	月額500円

※ 1号認定の長期休業日を含む月も同額とします。

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

(1) 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

(2) 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

期間	時間	金額
平日	13時30分～16時	日額200円 (16時以降は1時間ごとに100円追加、一日上限500円)
長期休業日	8時30分～13時30分	日額300円
	13時30分～18時	日額200円
休日（土曜日等）	8時30分～12時30分	日額400円

保護者各位

えばたこども園  
園長 田中 いづみ

### 重要事項説明書の配布と同意書提出のお願い

保護者の皆さま方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、当園の運営にあたり多大なご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、入園にあたり、重要事項について、同意書の提出をお願いします。

ご不明なことがあれば、園長までお問い合わせください。また、今後も記載内容に変更点が生じた場合はお知らせしていきます。なお、変更点が無い場合は、卒園まで有効とさせていただきます。ご了承ください。

### 記

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

えばたこども園  
園長 田中 いづみ

キリトリセン

---

私は、本書面に基づいてえばたこども園利用に当たっての重要事項の説明を受け、個人情報の利用も含めて同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名 .....

保護者住所 .....

保護者氏名 ..... 印

児童との続柄 .....

※ご兄弟はまとめて記入してください。